## 総説

データから見た息子介護者の社会的背景

北本さゆり1、黒田研二2

# 抄録

本研究の目的は、高齢の母親を介護する息子がどのような社会的環境に置かれているのか、 それが時代とともにどのように変遷しているのかを明らかにすることである。主に統計データを用いて、高齢の母親を介護する息子の社会的背景を導き出し、それが息子介護者の介護を行う上での心理状態にどのような影響を与えているのかを考察し、息子介護者への支援のあり方を考える一助とする。主に公的機関が公表している統計データを使用した。

その結果、次の点が明らかになった。①親と配偶者のいない(以下、「シングルの」とする)息子との世帯が今後も増加すると推測され、同居しているがゆえに介護役割を担う息子介護者の増加が予想されること、②息子による高齢者虐待は他の続柄に比べて多く、その背景に社会的孤立や経済的困窮が潜んでいる可能性が高いこと、③企業内で介護に関する情報が行き届いておらず、仕事と介護の両立について見通しが立たず困惑する雇用者(会社等に雇われている者)が多数存在すること、④母及び息子が生きてきた時代背景から、現在介護している息子はジェンダー規範に支配された生活を送ってきた可能性が高いことである。

本研究の結果から、親とシングルの子の世帯など閉鎖的になりがちな家庭を地域の見守りの対象とするなど息子介護者が孤立しないよう地域で支援体制を構築する必要がある。また、介護を行う雇用者が追い詰められて離職を選択するということがないよう介護に関する準備教育や相談窓口を設置するなど企業内で支援体制を構築する必要がある。さらに、ジェンダー規範にとらわれている息子介護者に対しては、支援者はその気持ちに寄り添いながら、介護を肯定的に捉えられるような関わりが望まれる。今後は、このような社会的環境にある息子介護者が実際にどの時期にどのような困難感を抱いているのかを明確にする必要がある。それにより、支援者がより適切に対応し、息子介護者の困難を予防的に回避できると考える。

キーワード:息子介護者、家族形態の変化、高齢者虐待、仕事と介護の両立、 ジェンダー規範

-1-

<sup>1</sup> 関西大学大学院人間健康研究科 博士課程後期課程

<sup>2</sup> 関西大学大学院人間健康研究科

Social Background of Caregiving Sons: An Analysis Using Statistical Data

Sayuri Kitamoto and Kenji Kuroda

Abstract

This study aimed to clarify the social background of sons who were taking care of their frail elderly

mothers and how it has changed in the past several decades. The social background of caregiving sons

was analyzed using statistical data published by the government and other public institutions.

It is expected that households consisting of parents and single sons will continue to increase in the

future, and inevitably the number of caregiving sons will also rise. Caregiving sons accounted for the

highest proportion of perpetrators of elder abuse, and social isolation and economic distress might be

the contributing background factors. Many employees facing the need to care for frail parents suffered

from incompatibility of work and caregiving, because information on caring was not sufficiently

delivered to them by their company. We considered that caregiving sons might be affected by gender

norms, and that the division of gender roles was influenced by the ethos of the era in which mothers and

their sons lived.

It is necessary to create a support system in the community so that caregiving sons are not isolated.

It is also important for companies to deliver information on caring in advance and to establish a

consultation desk within the company. Furthermore, care professionals need to understand the feelings

of caregiving sons who are under pressure of gender norms, and to support them in their caregiving so

that they can accept the care situation positively.

Keywords: Caregiving Sons, Changes in Family Structure, Elder Abuse,

Compatibility of Work and Care, Gender Norms

-2-

#### 1 はじめに

2016年10月1日現在、わが国の65歳以上の人口は3,459万人となり、総人口に占める割合が27.3%となった(厚生労働統計協会,2017)。また、高齢化の進展に伴い要介護者数も増加の一途を辿り、2014年には介護保険制度における認定者数が591万人を超えている(内閣府,2017a)。一方、65歳以上の者のいる世帯構造も大きく変化しており、1986年に44.8%であった三世代同居が2016年には11.0%と激減し、それに替わって独居世帯、老夫婦のみの世帯、親と未婚の子のみの世帯が増加している(厚生労働省,2017a)。三世代同居が多かった時代には、介護は嫁や妻といった女性が担うことが多かったが、近年、夫や息子といった男性が介護を担うことが増えてきている(厚生労働省,2017a)。

男性介護者の増加に伴い、男性介護者特有の問題が提起されるようになった。男性介護者は家族や支援者に相談しない傾向があり(石橋,2002;桐野,2010;2014;馬庭,1996)、社会的に孤立化しやすい(奥山,1997;横瀬,2010;湯原,2017)ことが指摘されている。

男性介護者の大半を占めるのは夫と息子である。介護保険制度において要支援又は要介護と認定された在宅の高齢者を同居で介護している者の続柄をみると、夫は15.6%、息子は17.2%である(厚生労働省,2017a)。一方、2016年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、「高齢者虐待防止法」という)に基づく対応状況等に関する調査によると、養護者による高齢者虐待16,384件(虐待者数17,866人)のうち、虐待者の続柄は息子が7,237人(40.5%)であり(厚生労働省,2018a)、息子が介護者である割合が17.2%であることから、息子の割合が非常に高いことがわかる。つまり、介護している息子(以下、「息子介護者」という)は、他の続柄の介護者に比べて虐待を起こしてしまうような心理状態に陥りやすいことが類推される。また、被虐待高齢者の約8割が女性であることから、母親を介護する息子介護者の介護上の困難感が大きいと推察される。息子介護者による虐待の要因として、近隣との交流の少なさ、経済的な問題、協力者の不在(上田ほか、2009)や、虐待者と被虐待者の閉じた関係性(大島、2010;湯原、2017)などが示唆されている。

このように男性介護者や息子介護者の介護を行う上での困難感について個々の事例から考察する研究が行われつつあるが、息子介護者が置かれた社会的背景も含めて巨視的に動向を捉えようとした研究は少ない。

そこで本研究は、高齢の母親を介護する息子介護者がどのような社会的環境に置かれているのか、それが時代とともにどのように変遷しているのかを主に統計データを用いて分析す

る。それにより、高齢の母親を介護する息子の社会的背景を導き出し、息子介護者がどのような状況で介護を実践しているのかを関連先行研究をレビューして考察し、息子介護者への支援のあり方を明らかにする。使用する先行研究は男性介護者の特徴及び息子介護者の特徴を心理面、行動面、人間関係、ジェンダーの視点から示唆しているものを用いた。

## 2 研究方法

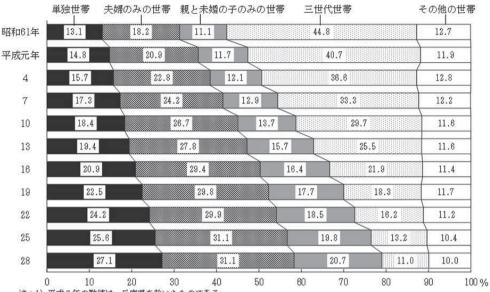
厚生労働省が公表している「国民生活基礎調査」や「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果」、内閣府が策定している「高齢社会自書」や「少子化社会対策自書」、国立社会保障・人口問題研究所が作成している「人口統計資料集」などから介護に関するデータ及び高齢の親を介護する息子世代の社会的背景に関係するデータを収集し、それらを年次順に並べてグラフ化し息子介護者の置かれている状況を分析する。また、就業している介護者の状況については、厚生労働省が作成した「平成24年度版働く女性の実情」の基になったデータから就業している介護者の実情を考察する。さらに、母と息子が生きてきた時代背景を検証し、それが介護にどのような影響を与えているのかを明らかにする。

# 3 研究結果と考察

# 3.1 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造と家族形態及び要介護者等のいる世帯の世帯構造

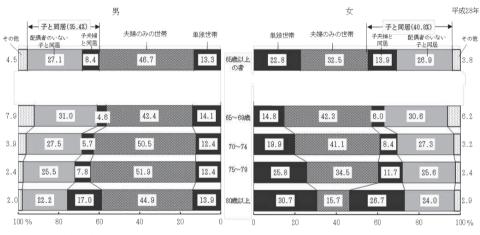
1986年、我が国における全世帯 3,754万4千世帯のうち65歳以上の者のいる世帯は976万9千世帯であり全体の26.0%であった。その後全世帯の世帯数及び65歳以上の者のいる世帯なともに増加し、2016年には全世帯 4,994万5千世帯、65歳以上の者のいる世帯は2,416万5千世帯となっている。この30年間の65歳以上の者のいる世帯の増加(2.5倍)は、全世帯の増加(1.3倍)を大きく上回り、全世帯のうち65歳以上の者のいる世帯は48.4%と約半数を占めるようになった(厚生労働省,2017a)。65歳以上の者のいる世帯の世帯造の年次推移は図1(厚生労働省,2017a)のとおりである。1986年からの30年間で三世代同居が44.8%から11.0%と激減し、単独世帯が13.1%から27.1%と倍増、夫婦のみの世帯が18.2%から31.1%と1.7倍、親と未婚の子のみの世帯が11.1%から20.7%と1.9倍に増加している。

次に、65歳以上の者のいる世帯を性・年齢別に分類したものが図2(厚生労働省,2017a)である。



- 注:1) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。
  - 2) 平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。
  - 3) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

図1 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移



- 注:1) 熊本県を除いたものである。
  2)「その他」とは、「その他の親族と同居」及び「非親族と同居」をいう。

図2 性・年齢別にみた65歳以上の者の家族形態(2016年)

65 歳以上の者の家族形態を性別にみると、男性は単独世帯及び夫婦のみの世帯の割合の年齢による差が比較的小さいが、女性は年齢とともに夫婦のみの世帯が減少し単独世帯が増加する。これは男女の平均寿命の差とともに、男性のほうが女性よりも年齢が高いという夫婦間の年齢差(厚生労働省,2017b)によるものと思われる。また、要介護者の割合が高くなる80歳以上では男女とも子夫婦と同居する割合が急激に増加するが、配偶者のいない子と同居する割合は性・年齢階級による差はあまりみられない。このことから、要介護状態になってから子と同居する場合は子夫婦との同居が多く、配偶者のいない子との同居は要介護状態になる前からの同居と推測できる。

そこで、要介護者等のいる世帯の世帯構造について 2016 年国民生活基礎調査 (厚生労働省, 2017a) の数値をもとに、年次推移をグラフ化した (図3)。要介護者等のいる世帯の世帯構造の構成割合の年次推移は、65歳以上の者のいる世帯構造の推移とほぼ同様の傾向を示している。つまり、三世代同居の割合が大きく減少し、単独世帯の割合が 15年間で倍増している。また夫婦のみの世帯及びその他の核家族 (未婚の子と同居) が増加傾向にある。

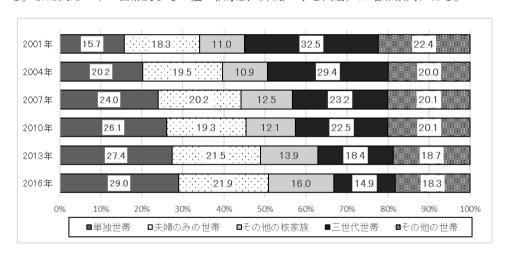


図3 要介護者等のいる世帯の世帯構造の年次推移

# 3.2 要介護者の介護が必要になった原因

2016年国民生活基礎調査(厚生労働省,2017a)によると、要介護者等の介護が必要になった原因は認知症が最も多く18.0%、次いで脳血管疾患(脳卒中)が16.6%である。介護が必要になった原因について性・年齢別にデータを抽出し、グラフ化した(図4、図5)。

男女とも 40 ~ 64 歳は脳血管疾患(脳卒中)が原因で要介護となる割合が高く、年齢が上がるにつれてその割合が減少する。逆に年齢とともに割合が大きく増加するものは、認知症と高齢による衰弱である。関節疾患・骨折転倒、脳血管疾患及び呼吸器疾患は性差が大きく、

前者は女性が、後者は男性が多い。認知症が原因となる割合は若干女性に多くみられる。特に80代の女性は関節疾患・骨折転倒を原因として要介護状態となっている割合が高く、3割以上を占めている。

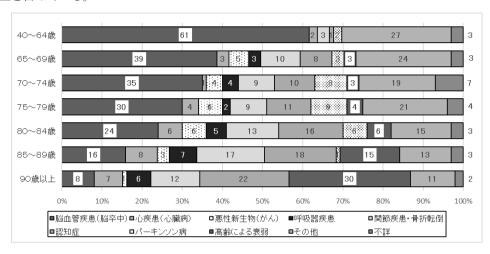


図4 介護が必要になった原因 (男性 2016年)

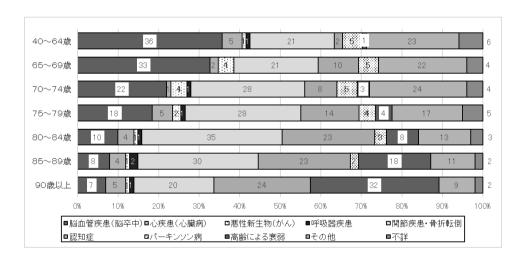


図5 介護が必要となった原因(女性 2016年)

# 3.3 要介護者を主に介護している者の状況

要介護者等との続柄別にみた主な介護者の構成割合について、2001年から2016年までの3年ごとに実施された国民生活基礎調査の結果をもとにグラフを作成した(図6)。なお、1998年までの調査では要介護者を「寝たきり者」「寝たり起きたり」「その他」に分類し、「寝たき

り者」の介護者のみを対象としているため除外した。ここでいう「要介護者等」とは、介護保険法の要支援又は要介護と認定された者のうち、在宅の者のことである。要介護者等を介護している者のうち約4分の1は配偶者であり、2001年から2016年にかけてその割合はほとんど変わっていない。また、要介護者等のいる世帯の世帯構造における三世代世帯の減少に伴い、子の配偶者の割合も激減している。子が主介護者である割合が若干増えているのは、世帯構造においてその他の核家族(親と未婚の子)の増加との関連が推察され、未婚の子による介護が増加していると考えられる。ただし、ここでは子の性別については調査されていないため、息子と娘の割合の増減は把握できない。別居の家族による介護はこの15年間で、7.5%から12.2%とその割合が1.6倍に増加している。どの程度の距離かは記載されていないが、社会的な問題となっている遠距離介護との関連が否定できない。事業所による介護では、介護保険法が施行された翌年(2001年)は9.3%とやや低かったが、2004年以降は12%から15%の間で推移しており、介護保険というフォーマルサービスの活用により在宅生活を可能にしている要介護者等が一定数いることがわかった。

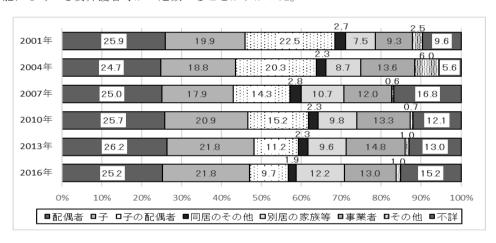


図6 要介護者等との続柄別にみた主な介護者の構成割合の年次推移

次に、同居の主な介護者の性別構成割合の年次推移を、2001年から2016年までの3年ごとに実施された国民生活基礎調査の結果をもとにグラフを作成した(図7)。

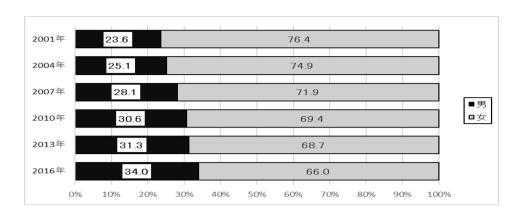


図7 同居の主な介護者の性別構成割合の年次推移

同居の主な介護者の性別構成割合をみると、男性の割合が確実に増加している。2001年に 4人に1人であった男性介護者の割合が、2016年には3人に1人となっている。

さらに同居の主な介護者の続柄について、同様に国民生活基礎調査の結果をもとにグラフを作成した(図8)。

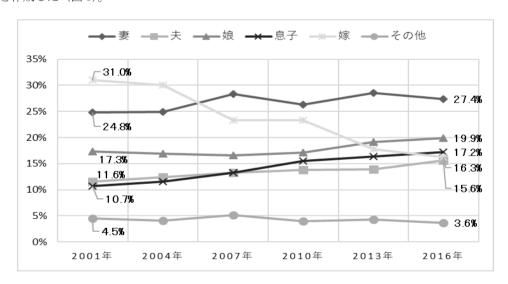


図8 同居の主な介護者の続柄の年次推移

同居の主な介護者の続柄をみると、15年間で嫁による介護が減少し、妻、夫、娘、息子による介護が増加している。なかでも息子介護者の割合の増加が最も著しく、10.7%から17.2%と1.6倍となっている。

2017年度版高齢社会白書(内閣府, 2017a)によると、介護保険制度における要介護又は

要支援の認定を受けた人は、2014 年度末で約591.8万人であり、その時点での介護施設等の定員数は約174.5万人である。その数値から概数ではあるが介護施設入所以外の在宅の要介護・要支援者数は約417.3万人程度と推定される。また、2016年国民生活基礎調査によると、同居による介護は58.6%であるため、同居による介護を受けている者は約244.5万人である。そのうち17.2%が息子による介護であるので、約42.1万人の息子介護者が同居で介護していると推計される。別居での介護を加えるとその数はさらに増えることとなる。

#### 3.4 養護者による高齢者虐待と介護者の状況

厚生労働省は、高齢者虐待防止法に基づき、毎年度、高齢者虐待の対応状況等を把握するため、調査(以下、高齢者虐待調査)を実施している。調査方法は、各年度中に新たに相談・通報があった事例や前年度に相談・通報があったもののうち、当該年度中に事実確認や対応を行った事例及び市町村における高齢者虐待対応に関する体制整備の実施状況等について調査票を自治体に配布し、回答を得ている。高齢者虐待防止法が施行された2006年度から2016年度までの養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移を図9に示す。

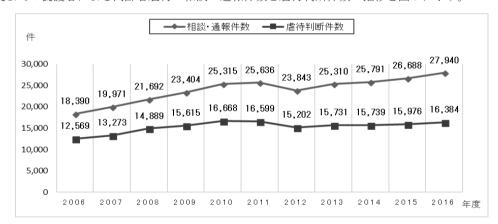


図9 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

相談件数は法施行後6年間は伸び続けていたが、2012年度に一旦減少した。その後は再び増加し、2016年度は過去最高件数となった。虐待判断件数も相談件数とほぼ同様の傾向を示している。ただし、ここ数年の虐待判断件数は相談件数ほどの伸びはみられない。

次に、養護者による高齢者虐待における虐待者の続柄の推移を図 10 に示す。前述の高齢者 虐待調査の結果より各年度のデータを抽出し作成した。なお、その他には婿・兄妹姉妹・そ の他の親戚等が含まれる。過去 11 年間の調査結果によると、すべての年度において息子に よる虐待が最も多く、2007 年度以降は 40%を超えている。ただし、その割合はここ 10 年間 ほぼ変わっていない。割合が増加しているのは、夫及び娘である。夫は14.7%から21.5%と1.5倍、娘は14.5%から17.0%と1.2倍増加している。一方で嫁による虐待の割合が激減しており、嫁による介護が減ってきたことに起因するものと考えられる。

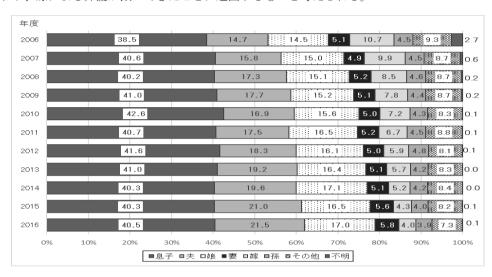


図 10 養護者による高齢者虐待における虐待者の続柄の推移

# 3.5 息子介護者世代の配偶者の有無

近年、少子高齢化が社会問題となっているが、その背景の一つとして生涯未婚率の上昇が注目を集めている。生涯未婚率とは  $45\sim49$  歳と  $50\sim54$  歳における未婚率の平均値のことをいう。1920 年から 2015 年までの性別生涯未婚率を図 11 に示す(国立社会保障・人口問題研究所、2018)。1960 年まで男女とも 1%台であった生涯未婚率は、その後増え始め 1990 年頃から男女とも急激に増加し、2015 年には男性の 4 人に 1 人、女性の 7 人に 1 人が 50 歳の時点で未婚であるという。内閣府(2017b)によると生涯未婚率は今後さらに増加し、2020 年には男性 26.6%、女性 17.8%となり、その後やや鈍化するものの 2035 年には男性 29.0%、女性 19.2%にまで上昇すると推計されている。

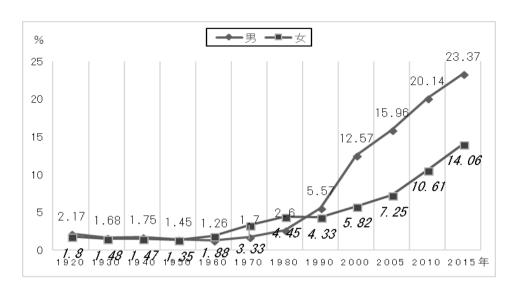


図 11 性別 50 歳時の未婚割合(生涯未婚率)

このような生涯未婚率の上昇は、若者の非正規雇用の増加による経済的不安定さの影響も受けていると考えられる。 $25\sim34$  歳男性の非正規雇用割合は、1991 年は2.8%であったが徐々に増加し、2016 年には16.0%となっている。また、男性の就労形態別有配偶率をみると、 $30\sim34$  歳の正社員の有配偶率が57.8%であるのに対して、非典型雇用(正社員以外)の有配偶率は23.3%であり(内閣府、2017b)、就労形態が婚姻に影響を与えていると考えられる。

ところで、配偶者のいない子が親を介護するという事態は、未婚の場合に限らない。離別や死別により配偶者がいない場合も相当数いると思われる。人口問題資料集(国立社会保障・人口問題研究所、2018)によると、1970年に男性 1.47(15歳以上人口千対)であった離婚率が2000年には3.73(同)に、女性も1970年に1.38(同)であった離婚率が2000年に3.52(同)まで増加している。その後やや減少し、2015年には男性は3.48(同)、女性3.26(同)となっている。2010年の5歳刻みの年齢別離婚率では男女とも30~34歳が最も高く、男性は7.67(同)、女性は9.00(同)であり、親を介護する年代の前に離婚している場合も多い。そこで、年齢別有配偶率の推移をグラフ化し、図12及び図13に示す。図12は息子介護者に多い年代である40~69歳男性の年齢別有配偶率である。40~49歳男性では1970年頃まで95%以上あった有配偶率が2015年には70%を下回っている。40~49歳は1980年まで、50~69歳は1990年まで有配偶率が90%を超えていたが、どの年齢層もそれ以降、減少し続けている。一方、女性の有配偶率は戦前、年齢による差が大きかったが、2015年はいずれの年齢層も70%台となっている。

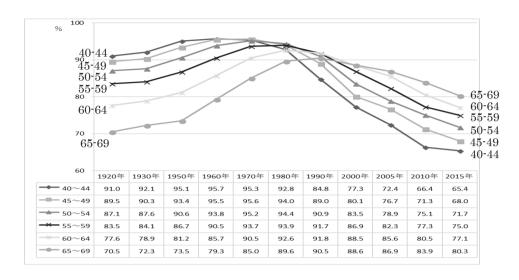


図 12 男性の年齢別有配偶割合の推移

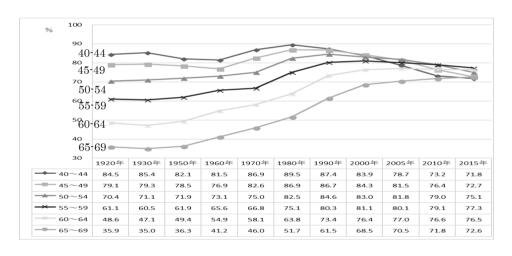


図 13 女性の年齢別有配偶割合の推移

## 3.6 仕事と介護の両立

就業している人の介護の現状について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局が策定した「平成24年版働く女性の実情」の中に詳細に記載されている。本研究で使用するデータの出所は総務省「就業構造基本調査」(2013)、三菱UFJリサーチ&コンサルティング「仕事と介護の両立支援に関する労働者アンケート調査」(2012年度厚生労働省委託事業)、同「両立支援ベストプラクティス普及事業(仕事と介護の両立に関するアンケート企業調査)」(2012年度厚生労働省委託事業)及びみずほ情報総研株式会社「仕事と介護の両立に関する実態把握の調

査研究」(2009年度厚生労働省委託事業)である。

就業構造基本調査(総務省,2013)によると、雇用者のうち介護をしている者は約240万人で、男性は約103万人、女性は約137万人である。男女別年齢階級別介護をしている雇用者数と雇用者総数に占める割合を図14に示す。

年齢階級別では、男女とも  $55\sim59$  歳が最も多く、次いで男性は  $60\sim64$  歳、女性は  $50\sim54$  歳が多い。雇用者総数に占める割合も  $55\sim59$  歳が最も高く、男性は 7.5%、女性は 13.1%となっている。また、仕事と介護の両立支援に関する調査(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング,2013a)によると、現在介護をしていない就労者も今後 5 年間のうちに必要になる可能性があると答えた人が 40.3%と 4 割を超えている。

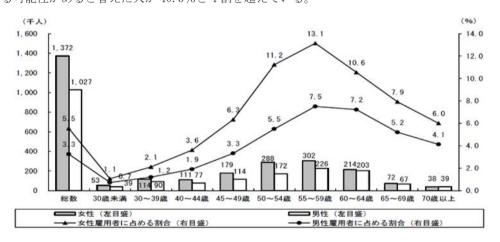


図 14 男女別年齢階級別介護をしている雇用者数と雇用者総数に占める割合

就業しながら介護を行うなかで困った点や直面した課題は、「いつまで、どのくらい介護が必要となるかの見通しが立たない」が38.4%と最も多く、「休暇を取得しなければならない」が25.9%、「働き方を変えることで収入が減少する」が22.3%と続いている(みずほ情報総研株式会社、2010)。

介護に関する社外の制度やサービス等について、正社員にどのような情報を提供しているかを企業に調査したところ、「特に提供している情報は無い」という回答が最も多く67.9%であった。最も多く提供している情報は「介護保険制度の仕組み」であるが、それでも18.8%と2割にも満たない状況である(三菱UFJリサーチ&コンサルティング,2013b)。前述のように、すでに介護を始めている人や今後5年間のうちに介護を行う可能性が高い人が存在するにもかかわらず、必要な人に情報が行き届いていないことが示された。

家族の介護のために離職した者の数は、2011年10月から2012年9月までの1年間に約94,900人となっている。2002年10月から2003年9月までの1年間の離職者数は約79,400

人であり、その後多少の増減はあるものの増加傾向にある。年齢階級別では、2011年10月からの1年間の男性離職者は35.7%が60~64歳であり最も多い。女性は55~59歳が22.8%、50~54歳が17.3%と50代が4割を占める(総務省、2013)。

介護を機に仕事を辞めてからの、精神面・肉体面・経済面の負担を尋ねた設問で、負担が増したと答えている割合は、精神面では 64.9%、肉体面が 56.6%、経済面が 74.9%であった。逆に負担が減ったと回答している割合は、それぞれ 19.6%、22.1%、1.9%であり、精神面、肉体面、経済面ともに負担が増していると感じている人が多いことが示されている(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング, 2013a)。

## 4 総合考察

この30年間で65歳以上の者のいる世帯の世帯構造は大きく変化した。最も多かった三世 代世帯が激減し、それに代わり単独世帯、夫婦のみの世帯、親と未婚の子のみの世帯が増加 している(厚生労働省, 2017a)。親と未婚の子のみの世帯の増加は生涯未婚率の上昇(国立 社会保障・人口問題研究所、2018) による影響を直接受けているものと思われる。また、未 婚に限らず配偶者のいない者が増加している。特に男性は、1970年には40~54歳までの 95%以上が有配偶であり、配偶者がいることが当たり前の時代であった。2015年には40歳 から 69 歳までの間で年齢が若いほど有配偶率が低く、40 ~ 44 歳の有配偶率は 65.4% と 3 人に1人が配偶者がいない状態となっている。今後さらに生涯未婚率が上昇すると推計され ており(内閣府, 2017b)、息子介護者世代の有配偶率の低下が想定されるとともに、それに 伴って親とシングルの子のみの世帯が増加するものと思われる。このような世帯構造の変化 に伴い要介護者を主に介護している者の属性も変化してきている。性別では15年間で男性の 割合が 1.4 倍に増え、3 人に 1 人が男性介護者となっている。現在同居で介護をしている息 子介護者数は、要介護・要支援認定者数や介護者の続柄別割合などから単純に計算して少な くとも 42.1 万人はいると推定される。この数はさらに増加するものと思われ、特に親と同居 しているシングルの息子が、親の要介護状態を機に介護者となるケースが多くなると推測さ れる。

このように世帯構造や介護者の属性が変化し、家族の介護機能が弱体化している。この間、国においては、介護の社会化を目的の一つとして 2000 年に介護保険制度が開始された。制度導入前後、三世代世帯は減少傾向にあるものの 2001 年には 25.5%とまだ 4 分の 1 を占めており、主な介護者も子の配偶者が 22.5% (2001 年) と配偶者に次いで多い状況であった(厚生労働省, 2017a)。介護の社会化を目的の一つとした介護保険制度であるが、要介護者等の主な介護者は 2016 年においても、同居の家族が 58.6%、別居の家族等が 12.2%と、約7割

を家族が担っているのが現状である(厚生労働省,2017a)。新見(2017)は、介護サービスの利用により高齢者介護がある程度社会化され一定の効果がみられるものの家族介護の負担を軽減するという効果は十分ではないと述べている。

男性介護者についての先行研究を概観すると、石橋(2002)は被介護者以外の家族成員に 対する親密性が低く、専門職に対して支援を求めることが少ないことを、桐野(2010)はで きる限りのことは自分で解決しようとすること、介護者への援助者数は女性が介護する場合 よりも少ないことを男性介護者の特徴として挙げている。横瀬(2009,2010)は、娘介護者に 比べて息子介護者はサービスや制度をうまく使いこなすが、一人で抱え込む傾向があると報 告しており、男性介護者は社会から孤立してしまう傾向があることが指摘されている。また、 息子による高齢者虐待は、他の続柄と比べてその割合が圧倒的に多い(厚生労働省,2018a)。 その理由の一つとして、社会的孤立の問題が示唆されている。上田ほか(2009)は、息子に よる高齢者虐待の要因として、近隣との交流の少なさ、息子に配偶者がいないこと、経済的 問題、協力者がいないことなどを挙げている。また、湯原(2017)は、虐待等による死亡例 について裁判調書等からその要因を分析し、閉じた関係性と経済的困窮の問題を指摘してい る。虐待等による死亡例の加害者も虐待の加害者同様息子が多く、息子と被介護者の社会的 孤立が問題として浮かび上がっている。高齢者虐待の被介護者の介護保険サービス利用状況 をみると81.7%が何らかのサービスを利用している(厚生労働省,2018a)。虐待等による 死亡事例については、2009年度から2014年度までの6年間の合計で、死亡事例のうち介護 保険サービスを利用していた者は 51.7% である (湯原, 2017)。死亡に至るような重大な虐 待は介護保険サービスを利用していない閉じた関係性の中で起こりやすく、同時に介護保険 サービスを利用することで多職種の見守りが可能となり重大な虐待をある程度防止する役割 を果たしていると考えられる。このような閉じた関係性の介護者と被介護者を支援するため には、インフォーマルサポートとして地域の見守り対象者を親とシングルの子の世帯まで拡 大したり、介護保険サービス導入後も介護者の心理状態に注意を向けるなど息子介護者が孤 立しないような支援体制が喫緊の課題といえる。

国は、2016年に「1億総活躍社会」の三本柱の一つとして、「介護離職ゼロ」を掲げ、介護によって離職する人を出さない方針を打ち出している。就業構造基本調査(総務省,2013)によると、雇用者のうち介護している者は240万人にも上り、2011年10月からの1年間で約94,900人が介護のために離職している実態が明らかになっている。離職者数は女性のほうが多く、女性の問題として捉えられることが多いが、その一方で男性離職者の35.7%が60~64歳で仕事を辞めているという現状から、介護しながらも60歳までは働かざるをえない男性介護者が数多く存在することも注目に値する。春日(2015)は就労中のシングル男性が「仕事か介護か」を迫られ無職となり、介護が長期化する中で無力化してしまう危険性を指摘

している。また、介護を機に仕事を辞めた人は精神面・肉体面・経済面において、それぞれ 半数以上が負担が増していると答えている(三菱UFIリサーチ&コンサルティング,2013a)。 彦ほか(2014)は、1年以内に退職を経験した男性介護者はSense of Coherence (SOC)(注 1) が低いことを報告している。これらのことから、男性の仕事と介護の両立に関して、仕 事を続けることによる精神的・肉体的な過度の負担だけでなく、離職により経済的・精神的 負担の増加、社会的孤立などが起こりうることを念頭におかなければならない。斉藤ほか (2014) は、ワーク・ライフ・ケア・バランスの実現に向けて、介護サービスの他に、他の家 族からの支援、職場の上司や同僚の理解、地域コミュニティ・テーマコミュニティといった 人的支援の重要性を提示している。個々の実情やニーズに応じた介護サービスの提供と介護 中の雇用者が選択できる柔軟な就業体制が望まれる。また、企業において、介護に関する情 報が雇用者に行き届いていないことが明らかになった(三菱UFIリサーチ&コンサルティン グ, 2013b)。精神的・肉体的に追い込まれた雇用者は、その時点で持っている知識のみで行 動し、離職を選択してしまうこともあり得る。そうなる前の段階で、介護保険サービスだけ でなく、居住地域の社会資源を把握することの重要性、地域包括支援センターや担当民生委 員との関係づくりなどをアドバイスし、周囲に相談できる支援者が多く存在することを周知 することが必要である。また、将来介護を担う可能性のある雇用者も我が事として受け止め ることができるような情報の発信が介護離職防止に繋がると考える。

また、要介護者である母と息子介護者との人間関係及び介護を行う上での考え方に、両者がどのような時代を生きてきたかということが影響を与えていると考えられる。そこで、1920年から現在に至るまでの政治・経済・社会・文化についての大きな出来事と高齢者医療保健福祉を記した年表に、母及び息子の年齢を10歳刻みで挿入し、それぞれの年齢の人が生きてきた時代を可視化した(表1)。

表1 母と息子が生きてきた時代

		母及び	息子の	)年齢	(歳)		政治・経済・社会・文化	高齢者医療保健福祉制度等
1920	0			-	-		1922 この頃から不況が慢性化	
大9							1923 関東大震災	
							1929 世界的経済大恐慌起こる	
1930	10	0	-	-	-	-	1931 満州事変起こる	
昭 5							1937 日中戦争起こる	
							1938 国家総動員法成立	
							1939 ドイツ軍がポーランドへ侵入(第二次	
							世界大戦起こる)	
1940	20	10	0	-	-	-	1940 日独伊三国軍事同盟条約調印	
昭 15							1941 太平洋戦争起こる	
							1945 広島・長崎に原子爆弾投下される。	
							終戦。占領軍による管理行政	
1050	20	90	10	0			1946 日本国憲法公布 1951 サンフランシスコ調和会議平和条約	
1950 昭 25	30	20	10	0			調印	
PG 20							1952 日華平和条約調印 など	
							国際関係の復活	
							1953 NHK テレビ放送開始	
							1956 日本が国際連合に加盟	
							1958 東京タワー完成	
1960	40	30	20	10	0		1960 カラーテレビ本放送開始	1961 国民皆保険制度開始
昭 35							1964 東京オリンピック大会開催	1963 老人福祉法制定
							1964 東海道新幹線開業	
							1968 公害問題の摘発(イタイイタイ病・水	
							俣病)	
							1969 いざなぎ景気	
1970	50	40	30	20	10	0	1970 日本万国博覧会開催	
昭 45							1972 沖縄復帰	1973 老人医療費無料化
							1973 中東戦争により石油ショックが起こる	1978 ショートステイ事業開始
1000		m.o.	10	00	20	40	1977 円高ドル安戦後最大の不況到来	1979 デイサービス事業開始
1980	60	50	40	30	20	10	1985 男女雇用機会均等法成立 1986 60 歳定年法成立	1983 老人保健法施行
昭 55							1986 60 歳足平伝成立 1987 国鉄分割 JR グループ発足	1985 国民年金第3号被保険者 制度創設
							1987 昭和天皇崩御	1986 老人保健施設創設
							1989 消費税実施 3%	TOOO -E-/CPROEMERCHING
1990	70	60	50	40	30	20	1990 ドイツ統一	1990 高齢者保健福祉推進十
平 2							1990 株価の暴落がはじまりバブル(泡)現	か年戦略(ゴールドプラン)
							象露呈	開始•老人福祉法等福祉
							1992 学校の週休2日制開始	関係8法の改正
							1995 阪神・淡路大震災	1994 新ゴールドプラン策定
							1995 東京地下鉄サリン事件	1995 高齢社会対策基本法制定
							1997 消費税 5%	1999 育児・介護休業法施行
2000	80	70	60	50	40	30	2001 ニューヨーク・ワシントン同時多発テ	2000 介護保険制度施行
平 12							п	2000 成年後見制度開始
							2004 有事関連7法成立	2004 痴呆から認知症へ用語が
							2007 郵政民営化	変更される(厚生労働省通
							2009 民主党・社民党・国民新党三党連立	知)
							内閣発足	2005 介護保険法改正(地域包 括支援センター設置・地域
								石文仮センクー設画・地域   支援事業開始)
								2006 高齢者虐待防止法施行
								2008 後期高齢者医療制度実施
2010	90	80	70	60	50	40	2011 東日本大震災·福島第一原発水素	2017 改正育児·介護休業法施
平 22							爆発	行(93 日の分割可・所定
							2012 自民党内閣に戻る	労働時間の短縮利用可
							2014 消費税 8%	等)
							2016 天皇生前退位の意向を表明	
2018	98	88	78	68	58	48		
平 30								

 ※照:児玉幸多編「日本史年表・地図」
 厚生労働統計協会「国民の福祉と介護の動向 2017/2018」

現在80~90代の高齢者は幼少期または青年期に戦争を体験し、戦中戦後の混乱期を生き抜いている。現在60代の息子は戦後に出生し、直接戦争を体験したわけではないが、直接的あるいは間接的に両親の戦争体験を聞き、身近に感じている可能性がある。1950年以降、日本は他国との外交においても経済的にも徐々に立ち直りの兆しを見せるとともに、テレビ放送の開始などにより情報が国民に行き渡りやすくなった。社会保障制度においては、国民皆保険制度が開始されるとともに、高齢者の心身の健康や安定した生活をめざすなど老人福祉を図る目的で老人福祉法が施行された。1985年にはサラリーマンの妻を対象とした国民年金第3号被保険者制度が創設され、社会保障の分野においても性別役割分業に基づく対策がおこなわれてきた。1973年頃には、石油ショックを機に高度経済成長期が終わり一旦不況に陥るが、その後落ち着きを取り戻す。現在50~60代の息子世代はその頃に就職し、職場のなかで中堅として役割を担う1990年頃にバブルがはじけ、市場が不安定となる。また、現在80~90代の人が高齢期にさしかかろうとする1990年代には高齢化が進展し、高齢者の保健福祉基盤を計画的に整備するために高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)が策定され、その10年後に介護保険制度が創設された。働く介護者を支える制度としては1999年に育児・介護休業法が施行され、その後何度かの改正を経て現在の制度に至っている。

このように、母と息子が生きてきた時代背景をみると、現在80~90代の親と50~60代 の息子の場合、親が息子を育てている時期が高度経済成長期にあたり、急速な経済成長のも と男性は稼得役割を担い、女性は家庭を守るといった性別役割分業が当時は一般的な家族モ デルであった。見田(2018)は、「理想の家族像」をめぐる青年の意識を 1973 年と 2013 年と で比較している。夫は仕事に力を注ぎ、妻は任された家庭を守るという性別役割分業型の家 族を理想とする割合は、1973年に40%であったものが2013年には7%となっており、当時 の家族のあり方に関する考え方を如実に反映しているといえる。春日(2011)は、単身の息 子介護者の問題として、仕事をして妻子を養うことが当たり前という支配的男性観にとらわ れ、自己肯定できず、孤立してしまうリスクが高いと指摘する。また、平山(2014)は、息 子介護者が介護のために自分が諦めた結婚・仕事での成功を友人に見せつけられるのを避け て、友人から距離をとることがあると報告している。さらに、平山(2017)は、男性が介護 を担っている場合においても介護をうまく行えるようなお膳立てを女性が行うなど介護にお ける性別役割の存在を指摘する。このように介護を性別役割分業というジェンダーの視点か ら考えると、配偶者がいない、さらに仕事をしていない息子介護者は家事や介護のスキルの 問題だけでなく、社会や自分が抱く男性のあるべき姿から外れている自分の姿を受け入れら れないことが心理的負担を増大させているのかもしれない。一方、津止・斎藤(2007)は、 男性介護は多くの場合、世間体や、経済的課題、家事・介護スキルの未習熟などといった困 難要因も多いが、逆に「介護の社会化」を促進し、家族介護の多様化にも作用する有利な側

面も多く備えているという。男性介護者の登場が、介護の社会化を進め、介護が性別役割分業型から男女共同参画型へと転換させることに貢献したことを示唆している。そのなかでも息子介護者の存在は、性別役割分業型では解決しない問題を多く抱えており、男女共同参画型社会を進める一助になるのかもしれない。

## 5 結論

本研究において明らかになった点は次のとおりである。

- ①親とシングルの息子との世帯が今後も増加するものと推測される。それに伴い、同居しているがゆえに介護役割を担う息子介護者の増加が予想される。
- ②息子による高齢者虐待は、社会的孤立や経済的困窮が背景に潜んでいる可能性が高い。 地域の見守りの対象を親とシングルの子の世帯まで拡大したり、介護者の心理状態に注 意を向けるなど息子介護者が孤立しないような支援体制が必要である。
- ③介護を行う雇用者が追い詰められて離職を選択するということがないよう企業内で介護 に関する準備教育や相談窓口設置などの支援体制を構築する必要がある。
- ④その人が生きてきた時代背景も含めて対象者をアセスメントすることで、思いをより深く汲み取ることができる。ジェンダー規範に支配されて生活を送ってきた介護者であれば、その気持ちに寄り添いながら、介護を肯定的に捉えられるような支援が望まれる。
- ⑤本研究で明らかになった社会的環境にある息子介護者が、介護を行うなかで、どのような困難を感じ、どのような肯定的感情を抱くのかをさらに明らかにする必要がある。それにより、支援者がより適切に対応することができ、息子介護者の困難を予防的に回避できると考える。

## 注

(注1) SOC: 日常生活上におけるストレスフルな出来事に対して、人々が持つ対処能力の一つである。その人の持つ3つの確信の感覚の程度によって表現される。3つの確信とは、「把握可能感」(自分が置かれている状況や、将来起こるであろう状況をある程度予測できる確信)、「処理可能感」(どんな困難な出来事でも切り抜けられるという感覚や何とかなるという確信)、「有意味感」(自分の人生・生活や困難なことを乗り越えることに意味があると感じたり、やりがいがあると感じる確信)である。

## 汝献

彦聖美・鈴木祐恵・大木秀一 (2014) 男性介護者における Stressful Life Event & Sense of Coherence. 石川看護雑誌, 17(2): 45-52.

平山亮 (2014) 迫りくる「息子介護」の時代-28人の現場から、光文社新書、

平山亮(2017)介護する息子たち―男性性の死角とケアジェンダー分析、勁草書房、

石橋文枝 (2002) 在宅看護における家族介護者の対人認知に関する研究-男性介護者の対人 認知の実態. 藍野学院短期大学紀要, 16:74-78.

春日キスヨ (2011) 介護と男性-介護をめぐる家族の変化と男性介護者の困難.季刊女も男も:自立・平等,118:79-92.

桐野匡史(2010)高齢者を在宅で介護する男性家族介護者の社会的サポートシステムに関する研究。科学研究費補助金研究成果報告書。

桐野匡史(2014)在宅で高齢者を介護する家族の介護関連デイリー・ハッスルと援助要請行動の関係、日本保健科学学会誌. 17(1):14-24.

児玉幸多編(2017)日本史年表・地図.吉川弘文館.

国立社会保障・人口問題研究所(2018)人口統計資料集2018年版.

http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2018.asp?chap=0 (参照日 2018 年 5 月 30 日)

厚生労働省(2013)平成24年版働く女性の実情.

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/12.html (参照日 2018 年 5 月 30 日)

厚生労働省(2017a)平成28年国民生活基礎調査の概況.

http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/index.html (参照日 2018 年 1 月 3 日)

厚生労働省(2017b) 平成28年度人口動態統計特殊報告「婚姻に関する統計」の概況.

http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/konin16/dl/gaikyo.pdf (参照日 2018 年 6 月 2 日)

厚生労働省(2018a)平成28年度高齢者虐待の防止,高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果.

http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12304250-Roukenkyoku-

Koureishashienka/0000197120.pdf

(参照日2018年4月1日)

厚生労働省(2018b)公的介護保険制度の現状と今後の役割.

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000213177.pdf (参照日 2018 年 8 月 15 日)

厚生労働統計協会 (2017) 国民衛生の動向 2017/2018. 厚生労働統計協会.

馬庭恭子(1996)男性介護者と今後のあり方、保健の科学、38(8):538-541.

見田宗介(2018)現代社会はどこに向かうか一高原の見晴らしを切り開くこと.岩波新書, 24-28. 三菱 UFI リサーチ&コンサルティング (2013a) 仕事と介護の両立支援に関する調査.

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/dl/h24\_itakuchousa05.pdf (参照日 2018 年 5 月 30 日)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2013b) 両立支援ベストプラクティス普及事業 (仕事と介護の両立支援に関するアンケート企業調査).

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/h24 survey.html

(参照日 2018 年 5 月 30 日)

みずほ情報総研株式会社(2010)仕事と介護の両立に関する実態把握の調査研究.

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/shigoto\_kaigo/

(参照日2018年6月1日)

内閣府(2017a)平成29年度版高齢社会白書.

http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/zenbun/s1\_2\_3.html (参照日 2018 年 5 月 30 日)

内閣府(2017b)平成29年度版少子化社会対策白書.

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2017/29webhonpen/index.html

(参照日 2018 年 6 月 3 日)

- 新見陽子 (2017) 家族が抱える高齢者介護の負担 現状と課題. 公益財団法人アジア成長研究所.
- 大島康雄(2010) 息子による高齢者家庭内虐待に関する一考察. 北星学園大学大学院論集. 1:127-140.
- 奥山則子(1997)文献から見た在宅での男性介護者の介護. 東京都立医療技術短期大学紀要. 10:267-272.
- 斉藤真緒・津止正敏・小木曽由佳・西野勇人(2014)介護と仕事の両立をめぐる課題-ワーク・ライフ・ケア・バランスの実現にむけた予備的考察.立命館産業社会論集,49(4):119-137.
- 総務省(2013)就業構造基本調查.

http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/

(参照日 2018 年 6 月 3 日)

- 津止正敏・斎藤真緒(2007)男性介護者白書-家族介護者支援への提言.かもがわ出版.
- 上田照子・三宅真理 西山敏正・田近亜蘭・荒井由美子(2009)要介護高齢者の息子による 虐待の要因と多発の背景. 厚生の指標, 56(6):19-26.
- 横瀬梨枝子 (2009) 介護施設利用に到るプロセスへの一考察-認知症の母親と娘の関係性の 視点から、生命倫理、19(1):60-70.
- 横瀬梨枝子 (2010) 介護施設利用に到るまで-認知症の母親への息子の対応. 生命倫理, 20 (1):76-84.
- 湯原悦子(2017)介護殺人の予防-介護者支援の視点から.クレス出版.